

御前崎市地域おこし協力隊（フィルムコミッション）募集要領

1 募集概要及び募集人数
〈募集概要〉 御前崎市では、豊かな自然環境や観光資源を活用したフィルムコミッション事業を展開し、地域活性化につなげたいと考えています。 映画・ドラマ・CM・YouTube等の映像作品のロケ誘致や撮影支援を通じて、御前崎市の魅力を全国へ発信するとともに、地域経済の活性化や地域ブランドの向上を目指します。 この目的を達成するため、フィルムコミッションの業務に従事したことのある人材を、地域おこし協力隊員として募集します。将来的には、地域住民や事業者、行政等と連携し、フィルムコミッション事業の立上げ・運営に携わっていただきたいと考えています。 〈募集人数〉 1名
2 協力隊員のミッション
・映像作品の放映を通じた御前崎市の知名度向上 ・ロケ誘致の撮影者支援に伴う地域経済の活性化 ・映像放映に伴う来訪者数の増加 ・フィルムコミッションを通じた交流人口の拡大 ・ロケ地候補のメニュー化及びそのデータ化 ・地域事業者や住民と連携したフィルムコミッションの立上げ ・継続的なフィルムコミッションの運営
3 活動内容
(1) 映像作成会社等へのロケ誘致・営業活動 ・映画・ドラマ、CM、YouTube等の撮影案件の誘致 ・制作会社への営業、問合せ対応 (2) ロケ地コーディネート・撮影支援業務 ・ロケハン（下見）の対応、ロケ地提案 ・撮影時の現場立会・進行サポート ・撮影許可申請や関係者調整 ・宿泊や食事の手配 (3) 地域連携・受入体制整備 ・地元事業者、行政、施設との調整 ・エキストラ募集・管理 (4) 情報発信・プロモーション業務 ・観光協会事業者との連携 ・イベント・PR企画への参画 ・フィルムコミッションの立上げ

(5) ロケ地候補の選定 ・ ロケ地候補の一覧及びデータ化 ・ 市内事業者との連携
4 任用形態・期間
〈任用形態〉 御前崎市地域おこし協力隊実施要綱に基づき御前崎市長が委嘱。 ※市と直接雇用の関係はありません。 〈報酬等〉 隊員は活動の対価として毎月報償の支払いを受けるものとします。市との雇用関係はありません。 〈委嘱期間〉 委嘱日から翌年3月末日まで（年度ごとの更新制／最長3年間） ※ただし、活動実績が著しく不十分、法令もしくは隊員の義務に違反または活動を怠った等があった場合は、任用期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。 〈兼業〉 地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲で可能です。
5 活動拠点
御前崎市役所商工観光課（静岡県御前崎市池新田 5585） 御前崎観光物産会館なぶら館（静岡県御前崎市港 6099-1）もしくは、UMIKAZEBASE を予定。
6 基本活動日数
活動日数の拘束はなく、自己裁量により活動いただきますが、月 120 時間以上の活動を基本とします。
7 待遇等
〈活動報償費〉 266,000 円／月 ※健康保険、年金はご自身で加入してください。 ※活動日数によらず定額支給となります。ただし、活動日報等により、活動実績を確認できない場合はこの限りではありません。 〈活動経費〉 活動に必要な物品等の経費、隊員の研修受講に要する経費等は、年間 120 万円の範囲で市が補助します。（項目ごとに上限有） (1) 住居借上料 上限 50,000 円／月 ※住居は個人での契約です。 ※光熱水費や引っ越し代等は自己負担です。 (2) 車両借上料及び燃料費 上限 45,000 円／月 ※車両は隊員が用意してください。

※車両の任意保険料は隊員が加入してください。

※活動中に発生した交通事故等の対応は隊員が行ってください。

(3) その他 予算の範囲内

※活動経費の補助上限額は変動する可能性があります。

8 応募条件

次の要件を全て満たす人

- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、半島等の地域に該当しない市町村)に在住しており、採用後市内に住民票を異動し居住できる人
※住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。委嘱日以前に異動した場合、応募資格を喪失し、採用取消となる可能性があります。
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日時点で 20 歳以上 50 歳未満の人
- (4) 心身ともに健康で、かつ誠実に職務ができる人
- (5) 地域に馴染む意思を持ち、地域の活性化に意欲的に活動ができる人
- (6) 普通自動車運転免許を取得している方、または採用までに取得できる人
- (7) パソコン(ワード、エクセルなど)の一般的な操作ができる人
- (8) 協力隊活動終了後に、本市に定住する意向を持っている人
- (9) 土日の活動や夜間の会議など、不規則な業務が発生した場合にも活動ができる人

9 協力隊員に求める人物要件

- (1) SNS や Web 等を活用した情報発信を積極的に行える人
- (2) 土日祝日の活動や夜間対応など不規則な業務にも柔軟に対応できる人
- (3) フィルムコミッション業務または映像支援業務の実務経験を有する人
- (4) フィルムコミッションまたは映像支援に関する業務経験 1 年以上または複数案件に携わった実績がある人
- (5) 関係者(制作会社・行政・地域住民)との調整を円滑に行えるコミュニケーション能力がある人
- (6) 突発的なトラブルや現場変更にも柔軟に対応できる人
- (7) 指示待ちではなく、自ら課題を見つけて行動できる人
- (8) 映像を通じた地域プロモーションに強い関心と意欲を持つ人

〈歓迎条件〉※必須項目ではありません。

- (1) 地方自治体、観光協会、NPO 等におけるフィルムコミッション業務の経験がある人
- (2) 映像制作会社、広告代理店、イベント会社等での実務経験がある人
- (3) ロケ地データベース作成やローケーション提案の経験がある人
- (4) エキストラ管理や撮影支援スタッフの統括経験がある人
- (5) SNS 運用、Web マーケティング、情報発信の実務経験がある人
- (6) 英語等の外国語でのコミュニケーションが可能な人

10 応募手続き・選考方法

〈募集期間〉

令和 8 年 8 月 3 日(月)～ 9 月 18 日(金)

〈提出書類〉

次の書類等をメールまたは郵送、持参してください。提出された書類は返却しません。

- ・ 御前崎市地域おこし協力隊員応募用紙
- ・ 顔写真を添付した履歴書(市販の用紙可)
- ・ 住民票の写し
- ・ 普通自動車免許証の写し

〈選考方法〉

(1) 個別相談会【応募期間内随時】

(2) 第一次選考(書類)【応募期間内随時】

書類提出された応募用紙を審査し、応募者全員に選考結果をお知らせします。

(3) 第二次選考(面接)【令和 8 年 10 月上旬予定】

一次審査を通過した方は個人面接を実施します。面接場所等は要相談

(4) 委嘱の決定【令和 8 年 10 月下旬】

面接者全員に可否を文書でお知らせします。

※着任時期は令和 9 年 4 月からを想定していますが、相談可能です。

※応募状況によっては、募集期間等が変更になる場合があります。

11 着任後の支援体制及び活動管理

〈支援体制〉

- ・ 担当職員による活動支援及び定期的な活動相談
- ・ 地域住民や関係団体とのネットワークづくり支援
- ・ 地域おこし協力隊向け研修等への参加支援
- ・ 活動に必要な関係機関との調整支援
- ・ 定住及び起業に向けた相談支援

〈活動管理〉

隊員の活動状況の把握及び記録のため、次のとおり報告を毎月 10 日までに行っています。

- ・ 隊員としての活動を実施した日の活動日報
- ・ 月ごとの活動内容をまとめた活動月報

▼お申し込み・お問い合わせ

住所：〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585 番地

御前崎市総務部企画政策課シティプロモーション推進室

担当：細澤・鈴木

電話：0537-85-1161 メール：citypro@city.omaezaki.shizuoka.jp